

欧州特許庁と中国国家知識産権局が特許協力条約に関する協力に合意

2019年11月14日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2019年11月12日、同日に中国・蘇州にて開催された中国国家知識産権局（CNIPA）との年次会合において、CNIPA を受理官庁とする特許協力条約（PCT）国際出願の国際調査機関（ISA）として、EPO を選択することを可能とする（CNIPA にとって EPO が所謂管轄 ISA となる）、二庁間協力に合意した旨、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリースによれば、同合意は、来年中に開始され2年間の試行プログラムとして実施される見込み、としている。

同ニュースリリースにおいて、CNIPA の申長雨局長は、「（この両庁間の合意は）中国や世界中の PCT の出願人に更なる恩恵をもたらすものであり、中国にとって知的財産保護における国際協力を更に進展させるための着実な一歩である」旨等述べた、としている。

また、EPO の António Campinos 長官は、「（この合意は）特許の分野における中国との戦略的協力における大きな前進である」旨等述べた、としている。

この合意は、中国の出願人にとって、特に欧州での保護を考慮する際に国際的な特許戦略を最適化する追加的選択肢を提供するものであり、その結果、ISA として EPO を選択することにより、同庁による補欧州調査が行われることなく、欧州段階に早期に移行し、直接審査が行われるようになることで、最大1年の期間的なメリットを得られるとしている。

EPO ウェブサイトで公表されている“Guide for applicants: PCT procedure before the EPO (Euro-PCT Guide)”C. I. 199 によれば、ほとんどの受理官庁は、EPO を管轄 ISA として特定する一方、2018年1月1日時点で EPO を依然として管轄 ISA として特定していないのは、アラブ首長国連邦、オーストラリア、カナダ、中国、ドミニカ、セントクリストファー・ネイビス、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、パプア・ニューギニアのみであるとされていた。

また、世界知的所有権機関（WIPO）のウェブサイトで公表されている“The PCT Applicant’s Guide”によれば、2019年11月14日時点で、中国は CNIPA 以外を管轄 ISA としていない。

なお、このほか同ニュースリリースにおいては、コンピュータ関連発明に関する技術の

急速な発展による同分野での特許出願の急増を受けて、ソフトウェア関連発明の審査実務の類似点・相違点をまとめた共同研究を実施したところ、月曜日（11月11日）の南京での知財の公開イベントにて両長官がその共同報告書を発表した、としている。

－ 欧州特許庁のニュースリリースは、以下参照 －

[EPO and Chinese IP office enhance their comprehensive strategic partnership](#)

(以上)